

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）
（抜すい）

（料金の掲示）

第11条 自動車運転代行業者は、その営業の開始前に、利用者から收受する料金を定め、これをその営業所において利用者に見やすいように掲示しなければならない。これを変更するときも同様とする。

（代行運転役務の提供の条件の説明）

第15条 自動車運転代行業者は、利用者に代行運転役務を提供するときは、利用者が提供を受けようとする代行運転役務の内容を確認した上、国土交通省令（施行規則第6条）で定めるところにより、第11条の規定により掲示した料金、第13条第1項の規定により掲示した自動車運転代行業約款の概要その他の代行運転役務の提供の条件について利用者に説明し、その説明に従って代行運転役務を提供しなければならない。

（利用者の利益の保護に関する指導）

第18条 自動車運転代行業者は、その運転代行業務従事者に対し、当該運転代行業務を適正に実施させるため、国土交通省令（施行規則第8条）で定めるところにより、料金の收受方法、代行運転役務の提供の条件の説明方法その他の利用者の利益の保護に関する事項について指導しなければならない。

国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号）（抜すい）

（代行運転役務の提供の条件の説明）

第6条 法第15条の規定による代行運転役務の提供の条件の説明（以下この条において「説明」という。）は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 代行運転役務を提供する自動車運転代行業者の氏名又は名称及び運転代行業務従事者の氏名
 - 二 法第11条の規定により掲示した料金
 - 三 利用者が自動車運転代行業者に支払うこととなるべき料金の概算額
 - 四 自動車運転代行約款の概要
 - 五 随伴用自動車により旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）に該当する行為はできないこと。
- 2 説明は、口頭及び書面の交付により行うこととする。ただし、前項第3号に掲げる事項についての説明は口頭により行うことをもって足りる。
- 3 利用者が提供を受けようとする代行運転役務の提供の条件を既に十分知っていることその他の事情により利用者の了解がある場合には、前項の規定にかかわらず、第1項各号（第3号を除く。）に掲げる事項についての説明を口頭又は書面の交付により行うことをもって足りる。

（利用者の利益の保護に関する指導）

第8条 法第18条の規定による運転代行業務従事者に対する指導は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 料金の收受方法
 - 二 自動車運転代行業約款の内容
 - 三 代行運転役務の提供の条件の説明方法
 - 四 随伴用自動車の表示等に関する事項
 - 五 自動車運転代行業が旅客自動車運送事業と異なることその他道路運送法第4条、第43条及び第78条の遵守に関する事項
- 2 自動車運転代行業者は、法第18条の規定による運転代行業務従事者に対する指導を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記載した帳簿を作成しなければならない。
- 一 指導を行った者及び受けた者の氏名

- 二 指導を行った日時
- 三 指導を行った場所
- 四 指導内容

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に係る運用上の留意事項等
について（抜すい）

平成14年5月17日 国自旅第25号
自動車交通局旅客課長から各地方運輸局
自動車（第一）部長・沖縄総合事務局運
輸部長あて通達

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）及びそれに基づく自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）、国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第62号。以下「規則」という。）その他の法令（以下「法等」という。）については、本年6月1日から施行されることとなっているところであるが、法等の運用に際しての留意事項等について下記のとおりまとめ、本年6月1日より施行することとしたので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

また、法等に係る警察庁所管事項の留意事項等については、別添1の通り警察庁交通局長から都道府県警察の長等に対して「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の施行に伴う交通警察の運営について」（平成14年5月17日警察庁丙交企発第84号、丙交指発第27号）及び「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等の解釈及び運用について」（平成14年5月17日警察庁丙交企発第85号、丙交指発第28号。以下「警察庁通達」という。）が発出されているので、本通達とあわせて業務実施の際の参考とされたい。

なお、本件については、社団法人全国運転代行協会会長あてに別添2のとおり通知しているので申し添える。

記

4. 料金の掲示（法第11条関係）

- (1) 掲示する料金表においては、具体的に距離等に応じた確定額の料金が定められていることが必要であり、確定額ではなく時価とされているものや、利用者との交渉に委ねられているもの等は法が料金の掲示を義務づけている趣旨に反することとなるので認められない。
- (2) 料金表の内容は、代行運転役務の提供の条件の際に提示する書面における内容と同様のものでなければならないことは当然である。

7. 代行運転役務の提供の条件の説明（法第15条関係）

- (1) 規則第6条第1項に掲げる事項は、第3号を除いて原則として書面に記載して利用者に交付するとともに、口頭でも説明することが必要である。第3号の「利用者が自動車運転代行業者に支払うこととなるべき料金の概算額」については、事前に決定できないものであることから、口頭による説明でよいこととしたものである。なお、書面は利用者の了解のある場合以外には交付しなければならないものであることから、利用者から代行運転役務の提供の申込みを受ける時点で必ず携帯していなければならない。
- (2) この説明は、利用者が目的地を明確に運転代行業務従事者に伝えることによって初めて可能となるものであり、また、利用者が説明の内容を理解することで初めて完了するものである。したがって、泥酔した利用者が料金について理解せずトラブルが発生した場合には、説明義務違反となることがあり得ることに留意すること（このため、泥酔等により利用者が目的地を明瞭に伝えられないときについて、代行運転役務の提供を拒否する旨を標準約款に規定することとしている）。
- (3) 規則第6条第1項第2号の「法第11条の規定により掲示した料金」としては、料金表を利用者に交付することが考えられる。なお、料金について説明する際には、料金表を利用者に示し、目的地に照らした料金の概算を口頭により明確に利用者に伝えるとともに、規則第6条第1項第4号の「自動車運転代行業約款の概要」の1つとして、料金の算出方法（料金の算出の基礎

となる距離について、随伴用自動車の料金メーターによるか代行運転自動車の距離計によるか等）及び收受方法について説明すること。

- (4)(3)で述べたもののほか、規則第6条第1項第4号の「自動車運転代行業約款の概要」については、約款の全文又はその抜粋（少なくとも規則第4条第1号から第5号に掲げる事項について含まれているものとする。）であることが望ましく、あわせてそのポイントを口頭で説明することが必要である。

9. 利用者の利益の保護に関する指導（法第18条関係）

- (1) この指導とは、単に形式的に冊子等を配布したり、一通りの説明をするのみでは足りず、運転代行業務従事者がその内容を理解しているか否かの確認までを行う必要があるものである。したがって、規則第8条第1項で義務づけられた指導内容に関する利用者とのトラブルがあり、これが運転代行業務従事者の理解不足に起因する場合には、指導義務違反となる場合があることに留意すること。

- (2) 規則第8条第1項各号に掲げる事項に係る留意点は、以下のとおりである。

第1号の「料金の收受方法」については、少なくとも、当該自動車運転代行業者の営業所に掲示した料金表及び料金の具体的な算出方法、当該料金表によるもの以外の料金の收受はできないことを指導すること。

第2号の「自動車運転代行業約款の内容」については、具体的な約款の規定に沿ってその趣旨を理解させること。特に代行運転自動車の運転者が理解すべき代行運転役務の提供の拒否事由についてはその理解を徹底させること。

第3号の「代行運転役務の提供の条件の説明方法」については、以下の事項を指導すること。

ア 規則第6条第1項各号に掲げる内容を原則として口頭及び書面の交付により行うこと。

イ 書面は必ず常備しておくこと。

第4号の「随伴用自動車の表示等に関する事項」については、特に規則第7条第2項の装置を装着する場合にその装着を必ず履行することを指導すること。規則第7条第1項の表示事項を車体に直接表示している随伴用

自動車のみを使用する場合は省略して差し支えない。

第5号の「自動車運転代行業が旅客自動車運送事業と異なることその他道路運送法第4条、第43条及び第80条第1項の遵守に関する事項」については、利用者を目的地まで輸送することは代行運転自動車により行うことを徹底すること。

- (3) 指導の頻度については、運転代行業務従事者の雇入れ時に行うのはもちろんのこと、利用者とのトラブルが発生したとき等にも行う等適切なものとする。